

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

① 子どもは誰のものか？

離婚の際に相手方を親権者とすることに同意して親権者とならなかった方の親が、通園や通学の機会に子どもを無理やり連れ去ることがあります。

また夫婦が別居中、片方が子どもと同居して養育しているときに、同居していないもう一方が無断で子どもを自分の住まいに連れて帰ることもあります。

これらは、いわゆる「子の奪取」、「子の奪い合い」と呼ばれているものです。

日本では離婚の際に父母のどちらかを親権者に決めなければなりません。子どもに対する愛着がなく子育てに関心のない親ならばともかく、「我が子」を大切に思い、その成長に責任を持つとする親であれば「子どもを自分のそばで育てたい」と願うのはごく当り前のことです。

「子の奪取」があると父母間では話し合いがつかず、裁判・調停で解決を図ることになります。果たして奪取された子どもは取り戻せるのでしょうか・・・？

裁判所での解決にはいくつかの方法がありますが、例えば人身保護法による裁判の場合は、取り戻す条件として「違法な拘束であること」＝「子どもの幸せに反することが明白であること」を判断基準としています。

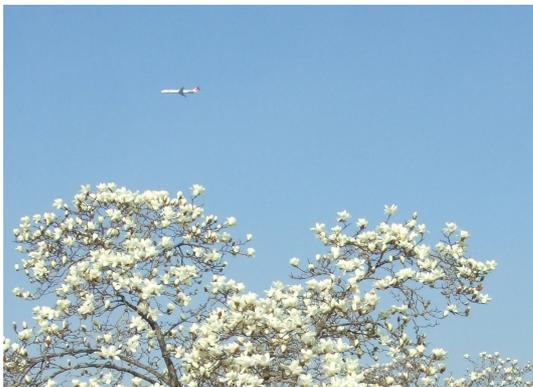


その他の方法の場合でも、「父母のどちらと生活することがより『子どもの利益』にかなうのか」＝「何が子どもにとって幸せか」、「誰が親としてふさわしいのか」という微妙な判断を裁判官に委ねることになります。選ばれなかった親としては納得できないこともあるでしょう。離婚後も共同親権（監護）を認めるべきだという動きが出てくるのも道理です。

① 海を越えて

国際結婚をして相手方の母国に住んでいた日本人が、離婚後現地での法的手続をせずに子どもを日本へ連れて帰ると、国によっては拉致・誘拐と認識され、以後海外に渡航すると国際手配により逮捕される可能性があります。

離婚後も共同親権を認める国（州）が多い欧米では、父母が子どもの養育を分担することや、父母の間を子どもが一定のルールの下に行き来することで、協力して子育てをする建前になっています。子どもが日本に連れ去られると、相手方は日本にやって来て日本の法律によって認められない限り子どもを連れ戻すことができません。無理に連れ戻そうとした父が逮捕された例もあります。



1983年に発効した「国際的な子の奪取に関する条約」（ハーグ条約）の趣旨は、「子どもは連れ去られる前に住んでいた国に一旦戻され、その国の裁判で母の国または父の国のどちらに住むか（どちらの親が主に子どもの世話をするか）を決定する」というものです。

日本はまだ批准（加盟）していません。

日本は加盟の前に対応窓口・手続法などを固めることや、共同親権の検討、養育費の支払い・面会交流についての法制化が必要とされています。

養育費・面会交流は調停などによる取り決めが守られない、取り決めなしに離婚する、といった例が多いので、離婚時の特に子どもにかかわる事項の取り決めとそのフォローには公的機関が強制力をもって関与することが望まれます。

現在ハーグ条約に加盟している諸国と加盟していない日本との間で「子の奪取」が問題となっていますが、日本人との国際結婚件数で上位を占める東アジア諸国では加盟していない国が多く、国際離婚の比率も急増していることから、今後日本が加盟しても東アジアの国々と日本の間では同じ問題が続きそうです。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com